日本化学会東北支部長賞規定

（総則）
第一条 本規定は、日本化学会東北支部長賞について必要な事項を定める。

（表彰の対象および件数）
第二条 表彰の対象は、主として工業高等専門学校および高等学校の化学系あるいは理数系学科において学業を修めた学生および生徒を対象とし、各年度卒業時において人物および学業成績が優秀と認められるものに対し、これを授与する。
表彰の件数は、原則として対象１学科に１件までとする。

（受賞候補者の推薦）
第三条 受賞候補者の推薦は、第二条の定める当該校の校長から支部長に提出するものとする。

（選考の方法）
第四条 支部長が選考し、受賞者を決定する。(その方法は内規で定める)。

（賞の授与）
第五条 賞の授与は、受賞者の所属する学校にて行う。

（事務局）
第六条 日本化学会東北支部長賞に関する手続き等は、支部事務局で行う。

（本規則の変更）
第七条 本規則を変更する場合は、幹事会の決議を経て行うものとする。

付　則

本規定は、幹事会承認の日（平成元年十月十四日）から施行する。

本規定は、幹事会承認の日（平成十六年二月二十八日）から施行する。